

## 利用上の注意

### 1 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにすることを目的としています。

### 2 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく国の「指定統計調査」（指定統計第23号）であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）により実施されています。

### 3 調査の期日

平成19年商業統計調査は、平成19年6月1日現在で実施しました。

なお、この調査は、昭和27年以降2年ごと、昭和51年以降は3年ごと、平成9年以降は5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施しています。

調査年次	調査期日	調査種別	調査年次	調査期日	調査種別
昭和 27 年	9月 1日	卸売・小売業、飲食店	昭和 57 年	6月 1日	卸売・小売業、飲食店
" 29 "	9月 1日	"	" 60 "	5月 1日	卸売・小売業
" 31 "	7月 1日	"	" 61 "	10月 1日	一般飲食店
" 33 "	7月 1日	"	" 63 "	6月 1日	卸売・小売業
" 35 "	6月 1日	"	平成 元 "	10月 1日	一般飲食店
" 37 "	7月 1日	"	" 3 "	7月 1日	卸売・小売業
" 39 "	7月 1日	"	" 4 "	10月 1日	一般飲食店
" 41 "	7月 1日	"	" 6 "	7月 1日	卸売・小売業
" 43 "	7月 1日	"	" 9 "	6月 1日	"
" 45 "	6月 1日	"	" 11 "	7月 1日	"（簡易調査）
" 47 "	5月 1日	"	" 14 "	6月 1日	卸売・小売業
" 49 "	5月 1日	"	" 16 "	6月 1日	"（簡易調査）
" 51 "	5月 1日	"	" 19 "	6月 1日	卸売・小売業
" 54 "	6月 1日	"			

### 4 調査対象事業所の範囲

平成19年商業統計調査は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類」-卸売・小売業」に属する、公営又は民営の事業所を対象としました。

例えば、会社、官公庁、学校、工場等の構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売等の事業所も、調査の対象としました。

また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、有料道路、駅改札内）の中にある別経営の事業所についても、調査の対象としました。ただし、当該有料施設以外の有料施設（劇場、運動競技場等）内の事業所は、原則として調査の対象としませんでした。

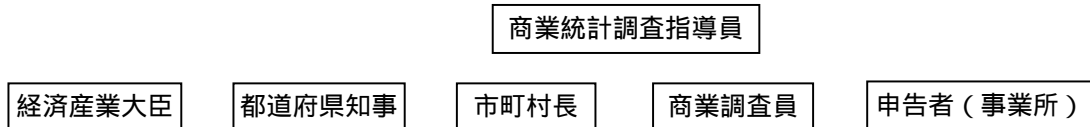
駅改札内・有料道路内について、平成19年商業統計調査から調査の対象としました。

なお、調査期日に休業又は清算中の事業所若しくは季節営業であっても専従者がいる事業所も、調査の対象としました。

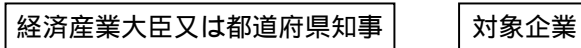
### 5 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査方法及び調査経路は、以下のとおりです。

(1) 申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式



(2) 商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省又は都道府県に直接提出する本社等一括調査方式



## 6 調査の項目

調査項目は、次の ~ のうち、法人組織の事業所についてはその全項目、個人経営の事業所については ~ を除く項目です。

なお、~ は、小売業事業所のみを対象にした調査項目です。

調 査 項 目	
事業所の名称及び電話番号	セルフサービス方式採用の有無
事業所の所在地	売場面積
経営組織及び資本金額又は出資金額	営業時間等
本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号	来客用駐車場の有無及び収容台数
事業所の開設時期	チェーン組織への加盟の有無
従業者数等	年間商品仕入額の仕入先別割合
年間商品販売額等	年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合
年間商品販売額の販売方法別割合	企業の事業所数等
商品手持額	
年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合	

## 7 主な用語の説明

(1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所(一区画)を占めて「有無の商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいいます。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテル等の設備、産業用機械（農業用器具を除く。）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわら等）等）を販売する事業所

製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務のみを行っている事業所を除く。）

例えば、家電メーカーの支店・営業所が自己製品を問屋等に販売している場合、その支店・営業所は卸売事業所となります

商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とします。

主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所「代理商、仲立業」には、一般的に買継商、仲買人、農産物集荷業といわれる事業所が含まれます。

### (3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいいます。

個人（個人経営の農林漁家への販売を含む。）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は、修理業とせず小売業とします。

製造小売事業所（自店で製造した商品とその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局等が、これに該当します。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事業所等がある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地等の中にある売店等で、他の事業者によって経営されている場合は、それぞれ独立した事業所として小売業に分類します。

### (4) 従業者及び就業者

平成19年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者及び就業者をいいます。

「従業者」とは、「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、「就業者」とは、「従業者」に「臨時雇用者」及び「他からの派遣従業者」を加えて「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」を除いたものをいいます。

「個人業主」とは、個人経営の事業所の実際の事務に従事している者をいいます。

「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で賃金・給与を受けず、普段事業所の仕事を手伝っている者をいいます。

「有給役員」とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない。）で給与を受けている者をいいます。

「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイトなど」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当するものをいいます。

(ア) 期間を定めずに雇用されている者

(イ) 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

(ウ) 平成19年の4月、5月の各月に18日以上雇用された者

「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいいます。

「他からの派遣従業者」とは、別経営の事業所から派遣されている者又は下請として別経営の事業所から来て事業に従事している者をいいます。

「従業者・臨時雇用者のうち他への派遣従業者」とは、従業者及び臨時雇用者のうち、別経営の事業所へ派遣している者又は下請として別経営の事業所の業務に従事している者をいいます。

「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」とは、パート・アルバイト等の従業者について平均的な1日当たりの労働時間である8時間に換算したものです。

### (5) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含みます。したがって、土地・建物等の不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手等の有価証券の販売額は含みません。

(6) その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料及び仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額等の商業活動(商品販売額)以外の事業による収入額を合計したものをいい、消費税額を含みます。

(7) 商品手持額

平成19年3月末31日現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額(仕入時の原価による。)をいいます。

(8) セルフサービス方式(小売業のみ)

セルフサービス方式とは、

客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式を採っていること、  
店に備え付けている買物カゴ、ショッピングカート、トレー等により、客が自由に商品を選び取れるようなシステムを採っていること、  
売場の出口等に設置されている精算所(レジ)において、客が一括して代金の支払いを行うシステムを採っていること、  
の三条件を具備している場合をいいます。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは、この条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいいます。

例えば、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店等が、これに該当します。

(9) 売場面積(小売業のみ)

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積(食堂・喫茶、野外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等をいい、他に貸している店舗(テナント)分は除く。)をいいます。

ただし、牛乳小売業、自動車(新車・中古車)小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業の事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積のない事業所は、調査していません。

(10) 営業時間(小売業のみ)

牛乳小売業及び新聞小売業に属する事業所は、調査していません。

(11) 商品販売形態(小売業のみ)

商品販売形態の区分は、次のとおりです。

店頭販売

店頭で商品を販売した場合(ご用聞き及び移動販売を含む。)をいいます。

訪問販売

訪問販売員等が家庭等を訪問して商品を販売した場合をいいます。

通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX, インターネット、銀行振込等の通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいいます。

自動販売機による販売

商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいいます。

その他

料理品の宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳等の月極販売及び ~ 以外の販売形態で商品を販売した場合をいいます。

(12) 来客用駐車場(小売業のみ)

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいいます。

なお、ガソリンスタンドについては調査していません。

「専用駐車場」とは、自己所有又は契約等により、その事業所が使用できる来客用の駐車場をいいます。

「共用駐車場」とは、他の事業所等と共用で使用し、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいいます。

「収容台数」とは、満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではありません。

(12) 仕入先

仕入先の区分は、次のとおりです。

本支店間移動

自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場等から、帳簿上商品の振替えを行った場合をいいます。

自店内製造

事業所が小売販売するためにその場所で商品を製造した場合をいいます。

生産業者

(ア) 親会社

自社の議決権の50%を超えて所有する会社（生産業者）から商品を直接仕入れた場合をいいます。

(イ) その他の生産業者

(ア)以外の生産業者から商品を直接仕入れた場合をいいます。

卸売業者・その他

他企業の卸売業者又は小売業者から仕入れた場合、及び生産業直営の支店、営業等の販売事業所から仕入れた場合をいいます。

国外（直接輸入）

自社（自分）名義で通関手続を行って国外から商品を直接仕入れた場合をいいます。

(13) 販売先

販売先の区分は、次のとおりです。

本支店間移動

自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場等から、帳簿上商品の振替えを行った場合をいいます。

卸売業者

他の卸売業者に商品を卸売した場合をいいます。

小売業者

小売業者に商品を卸売した場合をいいます。

産業用・その他

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を卸売した場合をいいます。

国外（直接輸出）

自社（自分）名義で通関手続を行って国外へ商品を直接輸出した場合をいいます。

## 8 その他の留意事項

(1) この報告書中の統計数値は、奈良県が独自に集計したものであり、経済産業省が公表する数値と相違する場合があります。

(2) この報告書中の区分別又は単位当たりの年間商品販売額等の算定方法は次のとおりです。

「商品販売形態別の年間商品販売額」（小売業のみ）

年間商品販売額の卸売販売額に商品販売形態別割合を乗じて算定しています。

「仕入先別の年間商品販売額」（卸売業・小売業の法人事業所のみ）

年間商品販売額の合計額に年間商品仕入額の仕入先別割合を乗じて算定しています。

「販売先別の年間商品販売額」（卸売業の法人事業所のみ）

年間商品販売額の卸売販売額に年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先割合を乗じて算定しています。

「就業者1人当たり年間商品販売額」

就業者数のうちパート・アルバイト等の人数については、「パート・アルバイトなどの8時間換算雇用者数」を用いて算定しています。

「売場面積1㎡当たり年間商品販売額」及び「1事業所当たり売場面積」（小売業のみ）

売場面積を持つ事業所の分のみ算入し、売場面積を調査していない牛乳小売業、自動車（新車・中古車）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド及び新聞小売業の事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積のない事業所の分は、算入していません。

- (3) この報告書中の商品販売形態別の事業所数（小売業のみ）については、その行う商品販売形態毎に延べ事業所数として計上しています。
- (4) この品目別統計表中の商品毎の事業所数については、その取り扱う商品毎に延べ事業所数として計上しています。
- 例えば、年間商品販売額の商品別内訳が「57931飲料:100万円、57951料理品:500万円、60411書籍・雑誌:50万円」である事業所の場合、品目別統計表では、57931飲料、57951料理品、60411書籍・雑誌の各商品において事業所数1を計上しています。
- （これに対し、品目別統計表以外の統計表では、商品毎の販売額の大小等により、5795料理品小売業において事業所1を計上しています。）
- (5) この報告書中「不詳」とは、当該項目について調査をしていないことを表しています。
- 「売場面積」については、牛乳小売業、自動車小売業、建具小売業、畳小売業、ガリンスタンド及び新聞小売業に属する事業所並びに訪問販売、通信・カタログ販売等で売場面積のない事業所は調査しておらず、「不詳」となります。
- 「営業時間」については、牛乳小売業及び新聞小売業に属する事業所は調査をしておらず、「不詳」となります。
- (6) この報告書に使用する符号等については、次のとおりです。
- 「-」は、該当数値がないことを表します。
- 「0」及び「0.0」は、四捨五入による単位未満であることを表します。
- 「」は、マイナスの数値であることを表します。
- 「X」は、事業所数が1又は2に関する数値で、申告者の秘密保持のため数値を秘匿したもの、及び事業所数が3以上に関する数値で、前後の関係から秘匿の数値が判明するため秘匿したものを表します。
- (7) この報告書中「構成比」については、単位未満を四捨五入していることにより内訳と合計が一致しないことがあります。

この報告書に関する問い合わせについては、下記までお願いします。

〒630-8501奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県総務部知事公室統計課調査第三係  
TEL：0742-27-8441  
FAX：0742-27-0615